

雇用促進税制と その利用実績

一定の要件全てを満たし人員増員を行った企業に対しての雇用促進税制は、一人当たり20万円の税額控除が受けられる制度です。この制度がどの位の利用割合かの報告は先般より導入されている租税透明化法による適用額明細書による適用実態調査の結果で明らかになっています。

□制度適用の要件

- ① 前期もしくは当期に事業主都合による離職者がいないこと
- ② 基準となる従業員が5人以上（中小企業は2人以上）であること
- ③ 全従業員の10%以上の増員であること
- ④ 給与の支給額が比較給与支給額以上であること
- ⑤ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っていること

□税額控除限度額

この控除限度額は基準従業員に20万円を掛けた金額になります。ただし、税額控除限度額が事業年度の法人税額の10%（中小企業は20%）相当を超える場合は、その相当額が限度額となります。なお、平成25年度税制改正の大綱では、この雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円へ引き上げることが記載されています。

□留意点

この制度の適用件数は平成24年3月期決算までの1年間で1313件、適用総額は21億円となっています。また、利用度合いの高い法人を業種別でみてみますと、サービス業が49.1%、小売業が9.7%、運輸通信公益業が6.7%となっています。

また、この制度でいう従業員には、役員の特殊関係者および使用人兼務役員を除く、いわゆる法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者である人を指しますので、その範囲を間違わないようにして下さい。

ナマの税務相談室

Q 相続人の中で話がまとまらず未分割のまま申告書を作成しなければならず、いくつかの点で悩んでいます。相続人は3人

(甲、乙、丙)ですが、その内2人(乙、丙)が申告書に押印してくれません。申告書からその2人を外して作成できるものですか？それとも押印しない人も含めて申告書を提出することも出来るのですか？

A そのような事例はたまにありますね。基本的に相続税の申告期限までに遺産が未分割である場合は、未分割遺産に対する課税の規定に基づいて相続税の申告書を作成することになります。

Q その場合、申告書の提出はどのように行うのですか？

A 遺産が未分割であるという性質上、相続人全員が申告書を共同で提出することが原則ですが、義務規定ではありませんので相続人

申告書に押印漏れ ご注意ください

が別々に申告することはあり得ます。ただ、別々に申告するのではなく共同で作成して肝心の申告書に押印を拒否してそのまま税務署

に申告書を提出した場合に問題となります。

Q 実はその可能性が十分にあります。

A 押印の無いままで申告し、かつ、乙、丙が別途に申告書を提出しない場合は乙、丙は無申告の扱いになります。従って、仮に代表相続人の甲が3人分の相続税を税務署に納付した場合、乙、丙の納税者別の口座がありませんので、誤納付扱いで税金は還付されることとなります。

Q 折角納めても申告扱いにならず、再度申告する等余計な事務が増えますね。

A そればかりか、無申告扱いになり、加算税なども余分に課税されますので、事前に、乙、丙にはそのことをご説明して下さい。

ナマの税務相談室